

平成 29 年 7 月 7 日

関 係 各 位

門司海上保安部

航行安全課長

関門港門司区西海岸沖及び新浜沖における航泊の制限について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から関門港内の安全確保につきまして、ご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、平成 29 年 7 月 16 日（日）、関門港門司区西海岸沖及び新浜沖において、関門港ポート天国推進協議会の主催により、「平成 29 年度関門港ポート天国」が実施されます。

つきましては、別添のとおり、関門港長公示第 4 号（平成 29 年 7 月 7 日）により、船舶の航泊を制限いたしますので、貴傘下関係者に対し、周知及び指導をよろしく願います。

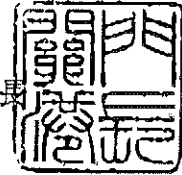
謹白

港長公示第4号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を制限したので、同条第2項の規定により公示する。

平成29年7月7日

関 門 港 長



関門港門司区西海岸沖及び新浜沖における航泊の制限について

関門港門司区西海岸沖、新浜沖及びその周辺海域において、競泳及びヨット・モーターボート等の小型舟艇による「関門港ボート天国」の行事が実施されるため、下記のとおり一般船舶の航泊を制限する。

ただし、関門港長が許可した船舶を除く。

記

- 1 期間
平成29年7月16日(日)午前8時00分から同日午後3時00分までの間
- 2 区域(別図参照)
関門港門司区
次のイ点からロ点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域
イ点 門司埼灯台から真方位185度925mの地点
ロ点 イの地点から真方位214度1,400mの地点
- 3 制限事項
船舶は、第1項の期間、第2項の区域を航行し、又は停泊してはならない。
ただし、次に掲げる船舶を除く。
 - (1) 関門港ボート天国の行事に参加する小型舟艇
 - (2) 港長が立入又は移動を認め、本制限を解除した船舶
 - (3) 既に岸壁に着岸中の船舶
 - (4) 緊急用務を行う船舶
- 4 備考
関門港ボート天国の期間中、警戒船が配備される。

別 図

航 泊 制 限 区 域 図

